

荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）整備・運営事業 令和5年2月27日付新旧対照表（令和5年2月22日公表版からの変更点）

○要求水準書

No.	該当箇所	旧	新
1	P 51 10) 中央監視設備・防災設備等	・中央監視盤、総合防災盤は、道の駅の事務室に設置することとし、直営施設含む施設全体の管理を行うこと。	・中央監視盤、総合防災盤は、道の駅の事務室又は保福子施設の事務室兼利用窓口に設置することとし、直営施設含む施設全体の管理を行うこと。なお、事務室については、【第3章2（3）荒尾市ウェルネス拠点施設（仮称）の施設の概要】を参照すること。

○様式集

No.	該当箇所	旧	新
1	様式 12 基礎審査チェックシート	-	要求水準書の修正内容を反映